

広情個審第26号
平成29年9月1日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月13日付け広佐維第254号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第46号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年10月13日付け広佐維第254号の諮問事案（諮問第46号事案）

平成27年9月17日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年10月1日付け広佐維第238号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同月2日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った、部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った本件開示請求に対し、実施機関が行った部分開示決定について、全面開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

原処分に係る対象文書の有無等が明らかになり、今後の情報公開事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとする部分開示決定は、行政の不作為を隠蔽することが目的と考えられ、広島市情報公開条例第1条（目的）に著しく反する行政処分と考える。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立てに至る経緯

ア 平成27年9月1日付け公文書開示請求

申立人は、平成27年9月1日付けで法定外公共物の不法占有に関する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「対象法人」という。）に対する行政指導・行政処分の内容が明らかとなる公文書の開示請求を行い、これに対し実施機関は、同月11日付けで存否応答拒否決定を行った。

イ 本件開示請求

申立人は、平成27年9月17日付けで上記存否応答拒否決定に至る経緯が分かる資料に関する保有個人情報の開示請求を行い、これに対し実施機関は、同年10月1日付けで本件部分開示決定を行った。

(2) 対象公文書について

本件開示請求に関する対象公文書として、次の文書を特定した。

文書①	存否応答拒否決定について（第J889号）
文書②	公文書開示請求に対する対応について（協議）

(3) 不開示理由について

本件異議申立てのあった非開示部分は、上記平成27年9月1日付け公文書開示請求に対する存否応答拒否決定の理由及び具体的な内容並びに検討段階の試案に関する情報である。これを開示すれば、上記存否応答拒否決定に係る対象公文書の存在又は不存在を明らかにすることとなり、結果的に上記存否応答拒否決定との整合性を失い、情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分の不開示を決定したものである（条例第11条第4号）。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 文書①について

文書①は、上記存否応答拒否決定に係る意思決定を行った起案文書であり、不開示部分には、存否応答拒否決定の理由が記載されている。これを開示することは、結果として上記存否応答拒否決定の趣旨に反することになり、情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 文書②について

文書②は、上記存否応答拒否決定に係る意思決定を行う際の検討資料であり、不開示部分には、存否応答拒否決定についての検討内容が記載されている。これを開示することは、結果として上記存否応答拒否決定を行った趣旨に反することになり、情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当し、不開示が妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 10. 13	広佐維第254号の諮問を受理（諮問第46号で受理）
29. 6. 2 (第1回審査会)	第2部会で審議
29. 6. 30 (第2回審査会)	第2部会で審議
29. 7. 28 (第3回審査会)	第2部会で審議
29. 8. 23 (第4回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送㈱報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授